

令和 7 年度

大阪府立西野田工科高等学校 PTA

総会議案書

西野田工科高校 P T A 総会議事

- (1) 令和 6 年度事業報告**
- (2) 令和 6 年年度会計決算報告**
- (3) 令和 7 年度 P T A 役員・会計監査委員選出**
- (4) 令和 7 年度事業計画(案)**
- (5) 令和 7 年度会計予算(案)**

令和6年度 事業報告

R6. 4. 4	木	PTA役員会①
4. 8	月	入学式・PTA役員会②
4. 23	火	PTA役員会③・第1回実行委員会
5. 11	土	令和5年度PTA総会・PTA役員会④
6. 14	金	体育祭
6. 8	土	実業高校PTA連合協議会第1回総会
6. 19	水	府立高校PTA協議会総会
7. 9	火	府立高校第3ブロックPTA協議会第1回総会
7. 15	月	近畿地区高等学校PTA連合会大会（京都大会）
9. 5	木	PTA役員会⑤
9. 7	土	PTA社会見学会
10. 24	木	PTA役員会⑥・第2回実行委員会・WEB版「野田藤」発行
11. 8	金	文化祭準備
11. 9	土	文化祭
12. 6	金	府立高校PTA協議会
R6. 1. 18	土	PTA工芸講習会・PTA役員会⑦・前期会計監査
未定		府立高校PTA協議会第2回総会
2. 6	木	第3回PTA実行委員会
3. 5	水	卒業式・広報誌「野田藤」33号発行

令和6年度 PTA会計決算報告書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

大阪府立西野田工科高等学校PTA

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	執行率(%)	収入未済額	摘 要
前年度繰越金	3,569,702	3,569,702	100.0	0	令和5年度からの繰越金
会費収入	1,392,600	1,386,000	99.5	6,600	保護者 1,145,100円 教職員 240,900円
雑収入	1,000	112,400	11240.0	△ 111,400	文化祭収益金、社会見学会参加者負担金
合 計	4,963,302	5,068,102	102.1	△ 104,800	

支出の部

科 目	予算額	支出済額	執行率(%)	予算残額	摘 要
PTA運営費	2,350,000	972,696	41.4	1,377,304	
事務費	400,000	131,340	32.8	268,660	ネットバンキング手数料
集会費	350,000	7,400	2.1	342,600	実業高校PTA協議会総会、府立高校PTA協議会総会、近畿地区高校PTA連合大会等への交通費
負担金	1,200,000	596,126	49.7	603,874	施設賠償責任保険保険料、PTA協議会会費及び入院見舞金負担金、社会見学会経費
委員会費	300,000	226,600	75.5	73,400	PTA広報誌 野田藤印刷費
渉外諸費	100,000	11,230	11.2	88,770	生徒逝去に伴う弔慰金、弔電
生徒指導費	1,000,000	38,280	3.8	961,720	
学習指導費	200,000	4,150	2.1	195,850	ジュニアマイスター申請料、生徒技能検定に係る搬送手数料
生活指導費	50,000	0	0.0	50,000	
進路指導費	100,000	0	0.0	100,000	
クラブ活動指導費	650,000	34,130	5.3	615,870	大阪府高校芸術文化連盟分担金、クラブ付添交通費
校務運営費	550,000	308,202	56.0	241,798	
学校行事費	400,000	308,202	77.1	91,798	体育祭冷凍スポーツドリンク・麦茶購入、文化祭店関係経費、課題研究発表会経費、卒業式紅白健闘外
高校負担費	150,000	0	0.0	150,000	
災害対策費	0	0	0.0	0	
特別積立金	0	0	0.0	0	
部活動後援会	295,400	295,400	100.0	0	8700×422人
災害見舞金	100,000	0	0.0	100,000	
予備費	667,902	0	0.0	667,902	
合 計	4,963,302	1,614,578	32.5	3,348,724	

残額の部

収入済額	支出済額	残 額
5,068,102	1,614,578	3,453,524 (決済用普通預金)

上記のとおり報告いたします。

2025/3/31

大阪府立西野田工科高等学校PTA

会 長 眞 薫

監査の結果、適正に執行されていると認めます。

2025/5/10

大阪府立西野田工科高等学校PTA

会計監査

河田 千春

会計監査

津國 倫子

令和6年度 部活動後援会会計決算報告書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

大阪府立西野田工科高等学校PTA

収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	収入済額	執行率(%)	収入未済額	摘 要
前年度繰越金	1,908,101	1,908,101	100.0	0	令和5年度からの繰越金
部活動後援会会費	295,400	295,400	100.0	0	会費収入
合 計	2,203,501	2,203,501	100.0	0	

支出の部

科 目	予算額	支出済額	執行率(%)	予算残額	摘 要
部活動補助	1,104,000	823,650	74.6	279,350	
予備費	1,103,501	0	0.0	1,103,501	
合 計	2,207,501	823,650	37.4	1,379,851	

繰越の部

収入済額	支出済額	残 額
2,203,501	823,650	1,379,851 (決算用普通預金)

上記のとおり報告いたします。

監査の結果、適正に執行されていると認めます。

令和7年3月31日

令和7年4月23日

大阪府立西野田工科高等学校PTA

大阪府立西野田工科高等学校PTA

会 長 篠 藤

会計監査

和田 真理

会計監査

河田 千春

令和6年度 特別積立金会計決算報告書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

大阪府立西野田工科高等学校PTA

収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	収入済額	執行率(%)	収入未済額	摘 要
前年度繰越金	1,539,794	1,539,794	100.00	0	令和5年度からの繰越金
繰入金	0	0	0.00	0	
合 計	1,539,794	1,539,794	100.00	0	

支出の部

科 目	予算額	支出済額	執行率(%)	予算残額	摘 要
繰出金	0	0	0.00	0	
合 計	0	0	0.00	0	

残額の部

収入済額	支出済額	残 額
1,539,794	0	1,539,794 (決済用普通預金)

上記のとおり報告いたします。

監査の結果、適正に執行されていると認めます。

令和7年3月31日

令和7年4月23日

大阪府立西野田工科高等学校PTA

大阪府立西野田工科高等学校PTA

会 長 笹 落

会計監査 和田 真理

会計監査 河田 千春

令和7年度 P T A 役員および会計監査候補（敬称略）

会長候補	津國 倫子	(2E1)
副会長候補	本岡 さゆり	(3E1)
副会長候補	正木 珠美	(3E1)
書記候補	藤原 悦子	(2D1)
会計候補	中原 智	(2AC1)
会計候補	河田 千春	(3AC1)
会計監査候補	和田 真理	(2E1)
会計監査候補	小金井 恵子	(2E1)

※M:機械系 E:電気系 AC:建築都市工学系 D:工業デザイン系

令和7年度PTA役員候補・会計監査委員候補として、
上記8名を指名致します。

令和7年度PTA役員指名委員長
正木 珠美

令和7年度 P T A実行委員名簿

役員候補者を含む※ 2025年5月10日現在

学級	2 年	学級	3 年
M2-1	河内 聡子	M3-1	野口 沙弥夏 星川 幸恵 森川 里衣
AC2-1	中原 智※ 柳下 幸枝	AC3-1	河田 千春※ 富本 佐智子
D2-1	藤原 悦子※ 近藤 加奈子	D3-1	
E2-1	津國 倫子※ 和田 真理※ 小金井 恵子※ 山下 陽子	E3-1	本岡 さゆり※ 正木 珠美※ 渡辺 明日菜

校内委員

校 長	谷 通弘	教務部長	浦上 高春	2学年主任	吉岡 啓
教 頭	中村 浩昭	生徒指導部長	寺岡 俊介	3学年主任	豆若 宏樹
事務部長	石川 良隆	進路指導部長	中井 幸子	PTA係	伊東 幸紀
主 査	木村 正憲	保健部長	谷口 由美子	PTA係	原岡 邦和
		特別活動指導部長	松下ファビアン順		

令和7年度 事業計画(案)

R7.4.3	木	PTA役員会①
4.8	火	始業式・PTA役員会②
4.23	水	PTA役員会③・第1回実行委員会
5.10	土	令和7年度PTA総会・PTA役員会④
未定		実業高校PTA連合協議会第1回総会
未定		府立高校PTA協議会第1回総会
未定		府立高校第3ブロックPTA協議会第1回総会
未定		近畿地区高等学校PTA連合会大会 (大阪大会)
8月		全国高等学校PTA連合大会
9.4	木	PTA役員会⑤
9月 または10月		PTA社会見学会
10.23	木	PTA役員会⑥・第2回実行委員会
10.24	金	体育祭
11.14	金	文化祭準備
11.15	土	文化祭
未定		府立高校第3ブロックPTA協議会第2回総会
R8.1.	土	PTA工芸講習会・前期会計監査
未定		府立高校PTA協議会第2回総会
2.5	木	PTA役員会⑦・第3回PTA実行委員会
3.4	水	卒業式・広報誌「野田藤」34号発行

令和7年度 P T A会計予算(案)

大阪府立西野田工科高等学校P T A

収入の部					(単位 円)
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要	
前年度繰越金	3,453,524	3,569,702	△ 116,178	令和6年度からの繰越金	
会費収入	838,200	1,392,600	△ 554,400	保護者 ③3,300×194人=640,200 教職員 ③3,300× 60人=198,000	
雑収入	1,000	1,000	0		
合 計	4,292,724	4,963,302	△ 670,578		
支出の部					
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要	
P T A運営費	1,880,000	2,350,000	△ 470,000		
事務費	320,000	400,000	△ 80,000	ネットバンキング手数料、事務用品等	
集会費	280,000	350,000	△ 70,000	実行委員会経費等	
負担金	960,000	1,200,000	△ 240,000	賠償責任保険保険料、P T A協議会負担金、 社会見学会経費	
委員会費	240,000	300,000	△ 60,000	P T A広報誌印刷費、緑化活動経費等	
渉外諸費	80,000	100,000	△ 20,000	慶弔費	
生徒指導費	800,000	1,000,000	△ 200,000		
学習指導費	160,000	200,000	△ 40,000	ジュニアマイスター 申請料金他	
生活指導費	40,000	50,000	△ 10,000	生徒生活指導	
進路指導費	80,000	100,000	△ 20,000	進学・就職指導関係経費	
クラブ活動指導費	520,000	650,000	△ 130,000	クラブ付添交通費等	
校務運営費	920,000	550,000	370,000		
学校行事費	800,000	400,000	400,000	体育祭スポーツドリンク、文化祭出店関係経費、 課題研究発表会経費	
高校負担金	120,000	150,000	△ 30,000	各種団体会費	
災害対策費	0	0	0		
特別積立金	0	0	0		
部活動後援会	177,800	295,400	△ 117,600	⑦700×254人	
災害見舞金	0	0	0	被災支援に係る支援金	
予備費	514,924	667,902	△ 152,978		
合 計	4,292,724	4,863,302	△ 570,578		

令和 7 年度		部活動後援会会計予算 (案)		
大阪府立西野田工科高等学校PTA				
収入の部		(単位 円)		
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
前年度繰越金	1,379,851	1,908,101	△ 528,250	令和 6 年度からの繰越金
部活動後援会会費	177,800	295,400	△ 117,600	⑦00×254人
合 計	1,557,651	2,203,501	△ 645,850	
支出の部				
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
部活動補助	1,100,000	900,000	200,000	
予備費	457,651	1,303,501	△ 845,850	
合 計	1,557,651	2,203,501	△ 645,850	
令和 7 年度		特別積立金会計予算 (案)		
大阪府立西野田工科高等学校PTA				
収入の部		(単位 円)		
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
前年度繰越金	1,539,794	1,539,794	0	令和 6 年度からの繰越金
繰入金	0	0	0	
合 計	1,539,794	1,539,794	0	
支出の部				
科 目	予算額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
繰出金	0	0	0	
翌年度への繰越	1,539,794	1,539,794	0	
合 計	1,539,794	1,539,794	0	

大阪府立西野田工科高等学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は大阪府立西野田工科高等学校PTAと呼び事務所を本校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は会員相互に協力して家庭、学校及び社会との関係を緊密にし、それぞれの向上をはかり環境を整備して生徒の福祉の増進することにある。

第3章 方 針

第3条 本会は前条の目的達成のため地域社会の諸団体と緊密な連携をとり、本会の組織を上げて目的遂行に努力する。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者並びに本校に勤務する教職員とする。

第5章 経 理

第5条 本会の経理は次の通りである。

- 1 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってする。
- 2 会費は年額3300円とする。
- 3 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。
- 4 本会の経理は総会に於いて議決された予算に基づいて行われる。
- 5 会計決算は会計監査を経て総会に報告される。

第6章 役員・会計監査委員と任期

第6条 本会に次の役員・会計監査委員を置く。

- 1 会 長 1名
副会長 2名
書 記 1名
会 計 1名
- 2 会計監査委員 2名
- 3 役員・会計監査委員は他の役員または会計監査委員を兼ねることが出来ない。
- 4 副会長、書記、会計については、実行委員会の承認を得て増員することができる。

第7条 任期は次の通りである。

- 1 任期は1ヶ年とする。但し再選を妨げない。

第7章 役員・会計監査委員の選出

第8条 役員・会計監査委員の選出は次の方法によって行われる。

- 1 指名委員会で役員・会計監査委員候補者を選考する。その構成は実行委員若干名、教職員4名とし、それぞれ互選によって選出される。
- 2 指名委員会は委員長を互選し役員・会計監査委員候補者の選考にあたる。
- 3 指名委員会は役員・会計監査委員候補者の氏名を定期総会1週間前に全会員に通達する。
- 4 役員・会計監査委員候補者は総会の信任によって役員就任が決定される。

第8章 役員・会計監査委員の任務

第9条 会長の任務は次の通りである。

- 1 本会を代表して会務を統轄する。
- 2 総会及び実行委員会を招集してその議長となる。

第10条 副会長は会長を補佐し会長不在または事故ある場合はその代理をする。

第11条 書記は総会及び実行委員会の議決並びに会の活動に関する重要事項を記録する。

- 第12条
- 1 会計は総会が決定した予算に基づいて収入支出の会計事務を処理する。
 - 2 会計簿を保管し会計監査委員の監査を経て総会に報告する。

第13条 会計監査委員は適時経理を監査し、定期総会に於いて会員に報告する。

第9章 実行委員会と任務

第14条 実行委員会は実行委員、校長、事務部長、教頭、PTA関係教職員をもって構成される。

第15条 実行委員会は事業計画案、総会に提出される議案等について協議する。

第10章 役員会と任務

第16条 役員会は役員、校長、事務部長、教頭、常置委員会代表、PTA関係教職員をもって構成される。

第17条 役員会は実行委員会に提出される議案等について協議する。

第11章 常置委員会と任務

第18条 常置委員会は次の通りとする。

- 1 交流委員会
- 2 文化委員会
- 3 広報委員会

第19条 各委員会の任務は次の通りである。

- 1 交流委員会は保護者の来校を促す環境を作り、研修旅行および緑化事業等の計画をする。
- 2 文化委員会は文化祭、工芸講習会等を計画する。
- 3 広報委員会はPTA便り等の広報活動を行う。

第12章 総会

第20条 総会は次のとおり行われる。

- 1 総会は会員総数の5分の1の出席をもって成立し、その過半数で議決される。
ただし、委任状提出者は出席とみなす。
- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 総会は次の項を決定する。
 - イ 予算の決定及び決算の承認
 - ロ 役員及び会計監査委員の承認
 - ハ 会則改変その他重要事項の審議承認
- 4 緊急を要する場合には役員会が総会に代わることが出来る。

第21条 その他会の運営に関する細則は内規に定める。

附 則

この会則は、平成18年 4月 1日から施行する。

この会則は、平成19年 4月 1日から施行する。

この会則は、平成21年 4月 1日から施行する。

大阪府立西野田工科高等学校部活動後援会規約

- 第1条 本会は大阪府立西野田工科高等学校部活動後援会と称す。
- 第2条 本会は大阪府立西野田工科高等学校の部活動の育成のため、次の事業を行う。
(1) 部活動への助成
(2) その他、部活動の振興に資すること
- 第3条 本会の会員は大阪府立西野田工科高等学校のPTA会員およびその他趣旨に賛同した者とする。
- 第4条 本会は次の役員および会計監査、参与をおく。

役員

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
会 計	3 名
会計監査	2 名
参 与	若干名

役員の内、校内より割り当てられる役員は、理事にPTA係1名、会計に事務部長とする。また、参与に西野田工友会事務局員より1名とする。なお、会長、副会長、会計、会計監査は原則として、PTAの当該役員が行うものとする。
役員および会計監査の任期はそれぞれ1年とし、実質的交替はPTA総会の日とする。また、再任を妨げない。

- 第5条 役員を選出は、役員会の合意にもとづき行う。
- 第6条 (1) 本会の予算は、PTAの補助および、寄付金等をもってあてる。
(2) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(3) PTA総会での会計決算報告をもって本会の収支報告とする。
- 第7条 会長は会の運営および規約等の改正について、必要に応じて役員と協議して決定する。

- 付則 平成5年度をもって発足する。
平成10年 3月 1日 一部改訂
平成19年 3月 1日 一部改訂
平成27年 5月16日 一部改訂
令和 3年 4月 6日 一部改訂

部活動後援会の運営・執行等についての細則

第1条 部活動後援会の校内理事会を学校内におく。

第2条 校内理事会は、校長、教頭、事務部長、PTA係（1名）、特別活動指導部長および部員若干名、保健部長をもって構成する。

- (1) 部活動後援会細則①・②に関することは、当該部活動顧問が部活動給付申請書を提出し、校長・教頭・事務部長・PTA係が承認する。
- (2) 部活動後援会細則③・④・⑤に関することは、当該部活動顧問が部活動給付申請書を提出し、校長・教頭・事務部長が必要な場合、校内理事会で審議する。

第3条 校内理事会は部活動の状況を後援会役員会に報告するとともに、後援会執行に関わる具申をする。

第4条 校内に事務局をおく。

事務局員はPTA係、その他特別活動指導部より若干名とする。

第5条 部活動後援会の会計の執行対象は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府立西野田工科高等学校部活動後援会規約第2条に基づくもの。
- (2) 部活動後援会の運営金

第6条 会計執行の決定は役員会で行う。

第7条 会計は会計監査をへて、役員会に会計報告をするとともに、PTA総会で会計決算報告をする。

附則 平成19年 3月 1日 一部改訂
令和 5年 3月 1日 一部改訂

部活動後援会給付金細則

第1条 本補助金の支出項目はつぎのとおりとする。

- ① 部活動の遠征費補助
- ② 外部講師に対する謝礼
- ③ 校内合宿時の職員の経費。ただし、一合宿、一人当たり15,000円を上限とする（領収書必要）。
- ④ 校外合宿時の職員の交通費・宿泊費について、府費の規定に準じた額。ただし同一年度内に1回に限り、原則として付き添い顧問2名までとする。部活動後援会（理事であるPTA係り）が安全上、指導者2名以上の付き添いが必要と判断した場合は、最低限必要な人数の給付金支出を提案し、部活動後援会校内理事会の審議を経て、運営委員会で確認し、校長が了承されたものを職員会議で報告する。
- ⑤ その他、部活動の発展向上に必要な事項で、部活動後援会（理事であるPTA係り）が提案し、部活動後援会校内理事会の審議を経て、運営委員会で確認し、校長が了承されたものを職員会議で報告する。

第2条 遠征費の補助規定はつぎのとおりとする。

- ① 対象
全国大会・近畿大会及びそれに準ずる大会に参加する部。また、特例として、部活動後援会が認めた個人。
- ② 基準
宿泊費……参加生徒のみ、1人、1泊6,000円までの実費。但し、食事代も含み、宿泊日数は必要最小日数とする。
交通費……参加生徒のみ、必要最低限とする。
（急行・特急・寝台料金は可、その他の交通手段の使用は部活動後援会が認めた場合は可とする。）
参加費……実費
雑費……なし

第3条 外部講師に対する謝礼規定

1回2,000円とし、年10回まで。

講師は外部講師として教育委員会に申請して認められなかった者

第4条 部活動の遠征費の給付に際する規定

支出は当面、給付決定額の8割とし、残額は年度末まで留保する。

留保分は年度末に残金から支払われる。留保分計が残金を超える場合は留保金額の比率で分けて支払う。残金とは、PTAと生徒会からの補助に記念事業等よりの寄付された金額の残金分を次の記念事業までの残年度で除した額を和した金額とする。

（記念事業等からの寄付金）

残金＝（PTAと生徒会からの補助）＋
（次の記念事業までの年数）

留意点 監査の対象となるため、執行にあたっては必ず、使途の明細及び領収書を添付すること。

附則 平成22年 4月 1日 一部改訂
平成29年 5月13日 一部改訂

PTA慶弔内規

大阪府立西野田工科高等学校PTA

(弔 慰)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 会員が死亡したとき。 | 10,000円および弔電 |
| 2 生徒が死亡したとき。 | 10,000円および弔電 |

(その他)

- 1 特別な事由があるときは、役員会の決議を経て行う。

(付 則)

- 1 本内規の改正は、役員会の決議を経て行う。
- 2 本内規は、昭和62年12月23日より施行する。
- 3 本内規は、平成17年 4月 1日より施行する。
- 4 本内規は、平成18年 2月10日より施行する。
- 5 本内規は、平成19年 4月 1日より施行する。
- 6 本内規は、平成29年11月 1日より施行する。
- 7 本内規は、令和 3年 4月 6日より施行する。

MEMO

